

- ク 営業時間は、原則制限しませんが、周辺環境に配慮した時間を設定してください。夜間及び朝の営業については、大きな音、振動、過度な照明などは行わない等配慮してください。
- ケ アルコール類の施設内での販売は可能です。
- コ 施設の運営に必要なインフラ（電気・ガス・上下水道等）の使用料は、設置等予定者の負担とします。また、各種設備の保守点検についても設置等予定者が負担するものとします。
- サ 公募対象公園施設の運営にあたり、次に該当するものは除きます。
 - ・政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - ・青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
 - ・騒音や悪臭等著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
 - ・上記の他、公園利用と関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

(5) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可の開始時期（工事着手時期）は、基本協定及び実施協定締結後の令和6年8月頃10月頃を予定しています。供用開始時期については、令和7年7月令和8年4月1日までに開始することとし、具体的な供用開始日については、本市との協議のうえ決定するものとします。

(6) 使用料の額の最低額等

設置等予定者は、公募設置等計画に記載した使用料の額を本市に納付することになります。提案する使用料は 89円/㎡・月 以上としてください

ただし、地価等の上昇により札幌市公有財産規則に準じて算出した設置許可使用料が提案した使用料を上回った場合は再計算後の設置許可使用料単価となります。使用料の再計算については、原則3年毎に行われる公有財産台帳登録価格の見直しに合わせて行います。次回は令和6年度末を予定しています。

なお、許可の面積には建築物の範囲以外にカフェを設置した際のオープンテラスなど、公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。また、面積の決定にあたっては、設置等予定者からの最終的な計画内容を精査し、本市が決定するものとします。

また、使用料とは別に、公募対象公園施設から生じる収益の一部について、百合が原公園の施設更新や補修・魅力向上事業などに還元してください。

3 特定公園施設について

(1) 特定公園施設の種類

特定公園施設は、駐車場の拡張（68台分）、公募対象公園施設周辺の外構（休憩施設・植栽含）の提案を必須とし、駐車場の拡張（68台を超える分）やエントランス等の必須以外の公園施設で利用者の利便の向上に寄与する整備の提案を任意とします。

(2) 特定公園施設の場所

第3章1（1）公募区域に示す区域内で、任意の位置に整備してください。

(3) 特定公園施設の整備に係る条件

ア 適合基準

- ・国土交通省大臣官房発行公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）、札幌市土木工事標準仕様書、札幌市管工事仕様書、札幌市下水道工事仕様書、札幌市土木工事設計要領、札幌市公園緑地工事設計要領、札幌市下水道工事設計要領等の各種基準書に従って施工してください。
- ・これらの基準書に定めのない場合は、札幌市と協議のうえ適切に施工してください。

イ 駐車場

- ・拡張する駐車台数は68台以上とし、第3章1（1）公募区域に示す区域内に、利用者の安全性や通行のしやすさ等に留意して設計してください。なお、駐車場の設置場所を複数に分ける提案も可能ですが、公募区域内でかつ合計台数を68台以上とってください。